

## 論 説

# 中国の情報公開制度

——「中華人民共和国政府情報公開条例」の成立を中心に——

呂 艷 濱\*

- 一 中国における情報公開制度の実践
- 二 「中華人民共和国情報公開条例」の制定
- 三 「中華人民共和国情報公開条例」の問題点
- 四 結 び

近年、情報化社会の進展、民主化の発展、腐敗行為の防止等で、情報公開制度は、世界各国で重要視されるようになってきている。中国においては、従来、政府保有情報の公開制度の整備が不十分であったために、情報の流通が順調でなく、そのことが国民の権利保護および経済・社会の発展に不利に働いているとの認識が、政府および民間で強く持たれるようになってくるとともに、情報公開の重要性についての認識も徐々に全社会に浸透してきた。これに歩調を合わせて、関係制度も整備されてきた。本論文では、最近成立した「中華人民共和国政府情報公開条例」（以下「条例」と言う）を中心に、中国の情報公開制度の現状、立法中の関係問題、未来の発展などを検討する。また、「条例」の日本語訳を参考資料として添付した。

---

\* 中国社会科学院法学研究所憲法及行政法研究室副教授，法学博士。

## 一 中国における情報公開制度の実践

一般に、中国の情報公開は、「政務公開」(即ち政府事務、政府活動の公開)からスタートしたと考えられている。政務公開の概念とそれに関する認識は、社会の発展と情報公開の推進につれて、変化し発展している。現在の政務公開の実践から見れば、政府機関が国民に関係事務・活動を公開することと、政府機関の内部で関係事務・活動を公開することが含まれる。前者を「対外公開」と、後者を「対内公開」と言う。「対内公開」は、通常、政府機関内部での財務、人事等にかかわり、その内容は、基本的には政府の内部事項である。又、政務公開は、政府機関保有の情報の公開だけではなく、関係政府機関の職能、関係の手続、プロセスの公開にも関わる。関係政府機関の職能、関係の手続、プロセスの公開は、行政手続に関する法令に規定する公開の制度である。中国では、現在、「行政手続法」が成立していないが、既に制定されている「行政许可法」、「行政处罚法」等では、関係の行政手続に関する規定があり、そこでの重要な原則は公開である。政務公開には、関係行政手続の公開を規範化する目的もある。これに対して、政府機関が保有する情報の公開は、法律上の根拠がないので、「情報公開条例」で推進する必要があると認識されている。

中国の政務公開は、村務公開<sup>(1)</sup>からスタートしたと言われている。1980年代前半に村民自治の制度が樹立された時から、村務公開は、一部の地方で実施されるようになった。1988年に「中華人民共和国村民委員会組織法(試行)」が公布・施行された後、村務公開は、規範化されるようになった。各地方の村務公開の実践をまとめた上で、中国共産党中央弁公

---

(1) 村務公開は、農村の村民委員会の関係活動の公開である。厳密的に言えば、村民委員会は、村民が自治をする組織であって政府機関ではないので、村務公開も、政務公開に属するのではない。しかし、村民委員会は、普通地方政府の委任で農村を管理するので、村務公開は政務公開の一部分として認識されている。

庁、国務院弁公庁は、1998年に「農村で普遍的に村務公開と民主管理の制度を実施することに関する通知」を發布して、村務公開を推進する意義と要求を明らかにした。これを受けて、中国の政務公開は、大きく進展して、鎮務公開<sup>(2)</sup>、警務公開、検務公開（検察機関の公開）等の分野まで広げられた。中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁は、2000年と2005年に「全国の郷鎮の政権機関で全面的に政務公開制度を推進することに関する通知」、「更に政務公開を推進することに関する通知」を發布した。特に、「更に政務公開を推進することに関する通知」では、社会主義民主の堅持、社会主義調和社会と社会主義法治政府の建設、腐敗の予防と懲戒等の面から、政務公開制度を推進する重要性和緊迫性を強調した。国務院が2004年に發布した「法による行政を全面的に推進する実施綱要」でも、法による行政を推進する重要な内容として、行政決定、行政管理、政府保有の情報等の公開を指摘している。

社会と経済の発展、政務公開の実践及び政務公開に対する人々の認識の深まりにつれて、政務公開は、すべての政府機関の重要な活動となりつつある。但し、長い間、政務公開を推進する主要手段は、法律ではなく国の政策（主には、関係の政府機関の通知）であった。それには、多くの限界がともなっていた。即ち、①公開すべき内容の範囲が狭いこと、②公開すべきか、如何に公開すべきか等について、関係規定があいまいなので、関係の政府機関が大きな裁量権を持っていること、③公開は、行政機関の義務とされるが、国民の情報公開請求権が明確に認められていないこと、④行政機関の不公開決定に対する監督は、行政機関内部の監督にとどまり、国民による監督のメカニズムが認められていないことである。そのような状況を改善しなければ、中国の政務公開が大いに発展することもできず、国民の知る権利の保障も困難である。こういう状況の中で、情報公開の法制

---

（2）中国では、地方政府は、4層のシステムを持っている。上は、省、直轄市、自治区である。その下に、市、県、そして郷と鎮がある。郷と鎮は、県と農村の間における末端の地方政府である。

度の樹立こそが、中国の政府公開制度を推進するポイントとなっていたといえる。

中国の民主法治の発展につれて、WTO 加盟に伴う政府管理の透明性の向上への要請、国家情報化発展による情報共有の需要、腐敗防止の要求等により、関係の法整備を通じて情報公開を推進することが、重要視されるようになってきた。近年では、公開を原則とし、不公開を例外とすることが、人々、特に政府機関の人々によって認められるようになってきている。中央政府も地方政府も、情報公開の実践を試みて、多くの規則などを制定して、よい経験を積み重ねている。筆者が「条例」が起草されていた2006年9月ごろ統計した結果では、中央政府及び関係部門（部、委員会等）が制定した情報公開の規定は、40ぐらいであったが、省、自治区、直轄市及び大きな都市が制定した関係規定は、130までに上ったのである。広州市政府は、2002年11月6日に「政府情報公開規定」<sup>(3)</sup>を採択して、地方政府で一番早く情報公開の法令を制定した<sup>(4)</sup>。その後、地方政府は、次から次へと情報公開制度の法令を制定している。今日では、大部分の市級、県級政府は、政府情報公開の規定を制定している。その中でも、上海市の情報公開制度の実施効果がよく注目されている。

上海市では、2004年1月19日に「上海市政府情報公開規定」（以下「上海市規定」という）<sup>(5)</sup>が制定されて、同年の5月1日に施行されることになった。「上海市規定」を実施するために、上海市では、「政府情報公開連席会議制度」が導入された。即ち、市政府弁公庁、市情報化委員会、市監察

---

(3) 中国の立法システムでは、全国人民代表大会及び常務委員会が法律を制定し、国務院が行政法規を制定し、国務院の関係部門（部、委員会等）が行政規則を制定する。地方では、省、自治区、直轄市、省と自治区の省都、国務院が批准した大きな都市の人民代表大会及び常務委員会が地方法規を制定し、省、自治区、直轄市、省と自治区の省都、国務院が批准した大きな都市の人民政府が地方規則を制定する。広州市の「政府情報公開規定」は、地方規則である。

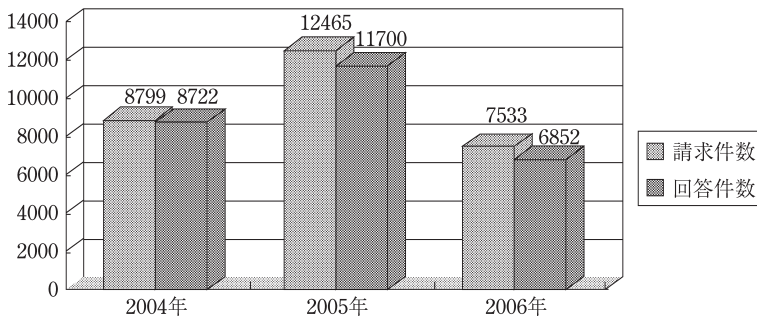
(4) 2006年12月28日に広州市では、又「広東省政務公開条例」に従って「広州市申請により政府情報公開する条例」が採択された。

(5) 「上海市規定」は、上海市人民政府が制定した地方規則である。

委員会、市政府法制弁公室、市政府新聞弁公室及び他の関係政府機関から構成された連席会議が、協議体として情報公開を推進する重要な問題を解決することになっている（「上海市規定」第4条）。市情報化委員会は、「上海市規定」の実施に責任を負う。連席会議の調整で、上海市の関係機関が「上海市規定」の関係規定を整備するために一連の規則を制定し、各政府機関における情報公開の活動を指導するために役目を果たしている<sup>(6)</sup>。

統計によれば、2004年、2005年、2006年に、情報公開の請求件数、政府機関の回答件数及び処理比率は、それぞれ8799件、8722件及び99.12%、12465件、11700件及び93.86%、7533件、6852件及び90.96%であり、残った事件を次の年度に処理することになった（図1）<sup>(7)</sup>。「上海市2006年政府情報公開年度報告」によれば、2006年の請求件数が減少した原因は、関係の政府機関が請求された情報を整理して、主動的公開（職権による公開）の内容を充実化させたことである。情報公開の請求が集中する分野は、不動産、都市計画、工商、人事、労働と社会保障等である。

図1 上海市2004—2006年情報公開請求件数と回答件数



（6）例えば、上海市情報化委員会、上海市法制弁公室が2004年3月19日に共同制定の『『上海市政府情報公開規定』の実施に関する意見』、上海市財政局、上海市物価局2004年4月25日に共同制定の「市政府機関が申請により政府情報を提供して費用を徴収する問題に関する通知」等がある。

（7）上海市2004年度、2005年度及び2006年度の情報公開年度報告参照。

回答された事件で、「公開」と「部分公開」が大多数を占めて、三年間でそれぞれ、6913件と479件、8771件と365件、5143件と306件であり、公開率<sup>(8)</sup>は、それぞれ84.75%、78.09%、79.52%である。「情報を提供できなかった」は、それぞれ、1330件、2564件、1403件であり、その詳細な原因は、情報が存在しないこと、申請された機関が情報を保有していないこと、申請の内容が不明確であること、不公開情報に属すること、他の原因<sup>(9)</sup>で公開できないことである。

「上海市規定」では、政府機関の情報公開関係決定に不服がある請求者に対して、行政不服審査の申立て、あるいは行政訴訟の提訴等が認められている<sup>(10)</sup>。2004年から2006年までの三年間で、請求された行政不服審査の事件（主に不公開決定に関する。）は、それぞれ38件、145件及び124件である。行政訴訟の事件は、あまり多くなく、2004年と2005年で全部で35件である。にもかかわらず、2006年3月に、筆者が参与した「上海市情報公開に関する訴訟状況」の調査では、訴訟で訴えられた政府機関を含める大多数の政府機関の担当者は、上海市で情報公開制度の実行効果が他の地方より優れた一つの原因は、行政救済、特に行政訴訟の導入にあると強調した。

---

(8) 「公開」と「部分公開」の数が回答された事件に占める比率である。

(9) 電話で上海市情報化委員会の担当者に問い合わせたところ、他の原因とは、主に申請が所定の形式的要件に合致しないこと、例えば、申請の内容が苦情の申し立てであることなどである。

(10) 多くの地方では、情報公開の訴訟が認められない。又、よく議論されているのは、地方規則で行政訴訟を認めることを許すべきかとのことである。実は、問題は、裁判所が事件を審査する権限をどう認識すべきことである。法治の主旨に基づいて、すべての紛争が裁判所へ提出されるものである。裁判所も、裁判を拒絶してはならない。しかし、現実の問題は、明確な規定がなければ、裁判所は、情報公開事件の受理までも困難である。

## 二 「中華人民共和国情報公開条例」の制定

### 1 「中華人民共和国情報公開条例」の成立経緯

国務院における「条例」の立法活動は、2002年からスタートした。国家情報化リーダーグループの決定に基づいて、国務院情報化工作弁公室は、情報公開立法の研究に取り組むことになった。実は、1999年から、筆者が所属する中国社会科学院法学研究所の研究グループは、情報公開制度の研究に取り掛かった。2001年に、国務院情報化工作弁公室の依頼で、法学研究所のグループは、周漢華教授を責任者として、「中華人民共和国政府情報公開条例（専門家草案）」を起草して提出した<sup>(11)</sup>。国務院情報化工作弁公室では、その専門家草案を基にして、大学、政府機関の専門家の意見を聴取した上で、国務院へ提出する草案を作成した<sup>(12)</sup>。2003年に、国務院の立法調査研究プロジェクトとして、「条例」は、国務院の立法計画に取り入れられることになった。

「条例」の立法について、政府は、非常に重要視している。2002年11月に中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁伝達の国家情報化リーダーグループ「わが国電子政務の建設に関する指導意見」では、政府情報公開の法律法規を制定すべきだと強調された。国務院発布の「全面的に法による行政を推進することに関する実施要綱」では、行政政策制定、行政管理及び政府情報の公開を、法による行政を推進する重要な内容とされている。2005

---

(11) その研究成果として、『わが国政務公開の実践と探索』（周漢華編，中国法制出版社2002年），『外国政府情報公開制度の比較』（周漢華編，中国法制出版社2002年）及び『政府情報公開条例専門家草案—草案・説明・理由・立法例』（周漢華編，中国法制出版社2002年）がある。

(12) 国務院の立法計画に取り入れた場合に、行政法規の草案の起草と審査は、国務院法制弁公室が主にその責任を負うものである。国務院情報化弁公室も条例の制定に積極的に取り組んでいた。

年 3 月に公布の「政務公開の更なる推進に関する意見」でも、「政府情報公開条例」の制定を加速するように要求された。2006年に、「条例」の制定は、国务院同年の第 1 類立法計画に取り入れられることになった<sup>(13)</sup>。2007年 1 月 17 日に、国务院第 165 回常务会议で、「条例」の草案が採択されて、2007年 4 月 5 日に公布された。これにより、切望されている「条例」がやっと成立するにいった。

条例の制定過程で、よく議論された問題の一つは、立法の形式である。即ち、法律を制定するかあるいは行政法規を制定するかの問題である。情報公開制度は、根本的に言えば、国民の情報開示請求権を認めることによって、国民の知る権利を保障するのである。制度の実施中、国民の知る権利と国家秘密、営業秘密、プライバシー等について、バランスを取らなければならない。しかし、今までの関係法令においては、法令制定時の時代的制約から、知る権利の保護に弱く、一方的に秘密保持を強調する制度に構成されることも避けられないものであった。従って、国民の知る権利を最大限に保障するために、昔の法令を改正すると同時に、できるだけ情報公開制度の法律的レベルを向上させるべきであると考えられた。即ち、最も理想的なのは、国务院制定の「情報公開条例」ではなく、全国人民代表大会制定の「情報公開法」の成立であった。全国人民代表大会で、「情報公開法を制定すべきだ」との議案を提出した代表もいるそうである。

「情報公開法」を制定するか、又は「情報公開条例」を制定するかについては、中国社会科学院法学研究所の研究グループは、次のような理由で、条例をまず制定の方が好ましいと提言した。即ち、①法律の制定には長い時間がかかるけれども、条例の成立は短期間で実現できるので、中国における情報公開制度への需要を満足することに役立つこと、②法律的

(13) 国务院の行政立法プロセスでは、第 1 類の立法計画に取り入れられた立法については、原則としてその年に採択されるが、第 2 類の立法計画に取り入れられた立法については、立法の条件が未だ十分ではなく、立法研究の段階にある。従って、2006年は、「条例」の成立にとって極めて重要な一年間である。

効力から分析すれば、行政法規も、法律的効力を持ち、裁判所の裁判根拠となることができるので、情報公開制度の権威性と有効性に悪い影響を及ぼす恐れもないこと、③国務院が条例を利用して手配すれば、行政機関における情報公開制度の推進に役立つこと、④行政法規を利用して情報公開の実践を推進して、経験を蓄積すれば、将来もっと優れた法律を制定することも期待できることである<sup>(14)</sup>。以上の理由は、国務院の関係部門にも認められた。今から見れば、条例の制定にすら5年くらいかかったので、法律を制定すれば、全中国へ適用される情報公開制度の導入は、もっと遅くなったにちがいない。

## 2 「中華人民共和国情報公開条例」の関係制度

筆者は、「条例」の制定に極めって重要な2006年に、半年ほど国務院情報化工作弁公室で、草案の審査、検討に参加する機会を得た。「条例」のすべての規定を説明するのではなく、重要な関係制度について、当時各界で議論されたポイント等を整理してみよう。

### (1) 情報公開の方式について

情報公開制度については、国民に情報公開請求権を認めること、即ち、行政機関が国民の申請により情報を公開することを強調するのが通例であるが、無視できないのは、行政機関が職権によって行う公開である。中国では、前者を申請による公開、後者を「主動的公開」と言う。主動的公開は、主に他の法令を根拠とする。例えば、中国では、「行政処罰法」、「行政許可法」等に、関係する法的根拠がある。従来から、中国の「政務公開」においても、基本的には、主動的公開が推進されている。「条例」で、主動的公開の制度（「条例」第9、10、11、12条）を定めたのは、まず、他の法令に規定の関係制度を纏めて、公開の内容、方式、期限等について、

(14) 周漢華編：『政府情報公開条例専門家草案—草案・説明・理由・立法例』、中国法制出版社2002年、第17、18頁参照。

主動的公開制度の規範化が求められるからである。又、主動的公開の情報範囲を拡大すればするほど、国民がわざわざ申請を行って情報公開を請求する量も減るわけで、行政機関運営の透明度を向上させることだけでなく、行政機関が公開申請を処理する負担を減らすことにも有利であるからである。

## (2) 「条例」の執行機関について

「条例」を執行する場合に、適時に関係の細則を定めて、各級の行政機関の情報公開活動を指導する必要があるので、「条例」の執行機関を指定しなければならない。それについて、「条例」の草案を検討する時、2つの意見があった。一つは、全国で画一的な執行機関を指定すべきことである。例えば、国務院の機関でも、地方の機関でも、弁公庁又は情報化弁公室を執行機関として指定する意見があった。そのメリットは、中央でも地方でも、執行機関が同一行政システムに所属するので、効率的に情報公開制度を推進することに役立つことである。もう一つの意見は、今まで地方と国務院関係部門の情報公開実践を無視せずに、柔軟に執行機関の問題を処理すべきであるというものである。今、国務院の機関でも、地方の機関でも、情報公開を担当する部門は、大分異なっている。弁公庁を執行機関とする例も、法制弁公室とする例も、情報化弁公室とする例もある。又、そのやり方もすでに定着しているので、執行機関の画一が「条例」の執行に適当かどうか問題となる。立法では、最終的に後者の意見を採用して、国務院では国務院弁公庁を執行機関とするが、他の機関については執行機関の指定を国務院の機関及び地方政府に委任することになっている（「条例」第3、4条）。

## (3) 勤務秘密の処理について

「条例」の草案を審査した時、不開示情報に勤務秘密を入れるべきかについて、論争があった。勤務秘密は、中国語で「工作秘密」で、公務員な

どが、事務を処理する過程で知り得た国家秘密、営業秘密及びプライバシー情報に属しないが、公開が適当でない情報である。国务院の関係部門及び地方政府が制定した一部の情報公開の規則では、勤務秘密を不開示情報に取り入れた例がある（例えば、2005年11月18日に公布の「人事部政務公開規定」第9条第2項、2005年12月31日に公布の「黒龍江省政府情報公開規定第17条第1号」等である）。2005年4月27日に公布の「公務員法」でも、公務員の勤務秘密保持義務を定めている（第12条第6号）。しかし、一体何が勤務秘密かについて、あまり詳細な規定はない。唯、「中国保険業監督管理委員会秘密保持管理規定」では、勤務秘密とは、国家秘密に属しないが、公開すべきでない情報であると定めている。そういう定義では、情報の公開は楽観的ではない。

勤務秘密の範囲が不確定で、広すぎるので、行政機関及びその職員が、公開したくないすべての情報を勤務秘密とする恐れがある。それを情報公開制度に導入すれば、情報公開制度を情報不公開制度とさせるに違いないから、学者、政府機関の公務員等からの反対意見が強かった。又、外国の立法でよく利用される公安情報、意思形成過程情報、行政執行情報等のカテゴリーで、十分に、保護すべき一部分の勤務秘密を保持することができる。最終的には、以上の意見が立法者に認められて、勤務秘密は「条例」に盛り込まないことになった。

#### （4）個人情報について

専門家草案では、個人情報にかかわる本人が行政機関等保有の自分に関する個人情報の開示を請求できること、及びその内容が正しくないとの理由で訂正を請求できることを、条例で規定すべきであると主張された。その一つの理由としては、今まで、中国では、個人が、行政機関等が保有している自分の個人情報にアクセスすることが非常に困難であることがあげられる。例えば、人事管理の面では、自分の人事ファイルに記載の個人情報については、本人の閲覧も認められておらず、本人の権利保護に不利で

ある。又、医療紛争の面でも、患者が医療機関に自分の医療情報の閲覧を請求することも容易ではない。もう一つの理由として、中国では、個人情報保護の法令は未だ整備されていないので、本条例によって本人情報の開示請求と訂正請求を認めることが、現在において、個人の利益保護にとって必要であり、将来個人情報保護制度の整備にも役立つのであることがあげられる。その提案は、条例で認められた（条例第25条参照）。又、最近、個人情報保護の問題が注目されている中で、個人情報保護の整備も進んでいる<sup>(15)</sup>。例えば、中国人民銀行2005年8月18日公布の「個人信用情報基本データベース管理暫定方法」では、本人の信用情報の開示請求権と訂正請求権を定めている（第15条及び第16-25条）。

#### （5）手数料と費用について

情報公開制度では、手数料と費用は、ごく小さな問題であるが、適切に処理しなければ、情報公開を妨害する恐れがある。「条例」に規定の主動的公開については、行政機関は、政府公報、マス・メディア、インターネット等で公開するものであるから、無料で国民に提供するものと理解されうる。但し、いままでよく議論されてきたのは、出版された政府公報の価格が高いことである。国民が政府公報を閲覧するコストを減らすために、多くの政府機関が工夫している。例えば、上海市では、主動的公開の政府情報を全部無料で市民に提供し、閲覧させると定められている（2004年10月28日公布の「上海市財政局、上海市物価局本市で政府機関が申請により政府情報を提供する費用徴収問題に関する通知」参照）。又、「人民日報」2003年の報道によれば、2003年の末ごろまで、全国で、94種類の政府公報は、無料閲覧となっており、その中で中央の機関の政府公報が55種類で、地方

---

(15) 中国社会科学院法学研究所のグループは、国务院情報化弁公室の依頼で、個人情報保護の立法研究を行い、中国個人情報保護法の専門家草案を提出した（周漢華編：『中華人民共和国個人情報保護法（専門家草案）及び立法研究報告』，法律出版社2006年9月）。

の機関の政府公報が30種類であるという<sup>(16)</sup>。今、省、自治区と直轄市レベルだけではなく、県等末端の政府でも、政府公報を無料で提供することあるいは無料で国民に閲覧させることになっている。多くの政府機関は、紙ベースの政府公報を出版しながら、その内容を容易に検索できるように、政府のホームページに掲載している。

申請による公開については、「条例」の草案を審査する時、情報公開の申請者から手数料を徴収すべきだとの意見もあったが、国民に情報を提供することが、政府の義務であり、政府が国民に提供しなければならない公共サービスの一部分なので、手数料の徴収に合理的な根拠はないと強く反対された。最終的に、「条例」では、手数料の規定を盛り込まずに、唯、検索、複写、郵送等のコストに相当する費用の徴収を定めることになった（第27条第1項）。又、政府機関が他の組織、個人を通じて、情報を提供して費用を徴収することを防止するために、「行政機関は、他の組織、個人を通じて、有料サービスなどの方法で政府情報を提供してはならない」と定めている（第27条第1項）<sup>(17)</sup>。

又、経済的困難がある者に対して、費用の減額と免除を定められている（第28条）。公益のために情報公開を請求する者についても、費用の減額と免除を許すべきだという意見もあったが、公益の認定が困難であるので、「条例」では明示しないことになった。

費用の徴収基準について、「条例」では、國務院価格管理部門（即ち發展改革委員会）と國務院財政部に細則の制定を委任することになった（第

---

(16) 「全国94種類の公報・政報が無料閲覧に」（「人民日報」2003年12月10日第2面）参照。

(17) このように定めるのは、行政機関が、本機関が無料で国民に提供するサービスを、企業とかを利用して、有料で提供することが時々あるからである。例えば、2007年5月24日中央テレビ局の「焦点訪談」番組では、広州市工商管理局が、オンラインの企業年度検査の制度を導入したが、一社の企業に例の50人民元の年度検査費を徴収する以外に、そのオンライン企業年度検査システムを実際に運営するIT企業に、オンライン企業年度検査システムに登録する費用を支払わせる事件が、報道された。

27条第2項)。上海市の実務では、徴収基準は定められてはいるが、少量の情報については無料で提供されている。しかし、経済力が強くない地方では無料提供は不可能であり、高い基準では情報公開を妨害する恐れもあるから、費用基準の制定は、注目されている。

#### (6) 監督と救済システムについて

今まで、中国の「政務公開」の主な問題は、監督と救済システムの欠如であり、特に、行政不服審査の申立と行政訴訟の提訴が認められなかったことであった。それゆえ、「条例」の立法でのもう一つの重要な課題は、監督と救済システムの設計であった。現在の規定に基づく監督システムでは、1級上の行政機関、情報公開の執行機関及び監察機関が、監督機関となる。申請者が、情報公開について、関係の行政機関に不満があれば、上記の機関へ苦情を申し立てることができる(第33条第1項)。上記の機関は、監督の権限を有し、苦情を申し立てられた行政機関に是正を命じる。申請者は、「行政不服審査法」(中国で「行政復議法」という)に基づいて、行政不服審査を申し立てること、あるいは「行政訴訟法」に基づいて、行政訴訟を提起することが可能である。2006年の上海市情報公開訴訟の調査結果に基づいて、情報公開事件は、普通の行政事件と異なるところがあるので、裁判所がすべての情報公開事件を処理することが適当かどうか、又、普通の行政訴訟手続で情報公開事件を処理することが適当かどうかについて、疑問が持たれた。従って、現在の行政不服審査制度を改造して、行政不服審査の救済効果を向上させる上で、情報公開事件について、行政不服審査前置主義を取るべきだとの意見があったが、「条例」では、行政不服審査と行政訴訟の選択主義をとることになっている(第33条第2項)。又、インカメラ審査等についても、条例で訴訟手続を規定してはいけなかったので、行政救済の段階で、特に行政訴訟で事件をどう処理すればいいかに、詳細の規定が作られることが期待されている。

### 三 「中華人民共和国情報公開条例」の問題点

「条例」の成立の意義は、中国で情報公開が一つの法制度として成立して、きっと中国の民主化に助力することである。この時点で、「条例」の不足とか、問題点を指摘するのは、嫌がられる恐れがあるが、どうしても現在見つかっている問題点について、自分の考え方を述べたいと思う。

まず、「国家秘密保持法」との関係についてである。情報公開の法制度は、政府情報の公開を促進する制度であるが、政府情報の秘密保持を確保する制度ではない。これは、情報公開制度の正しい位置づけである。「条例」では、行政機関が政府情報を公開する場合に、国家安全、公共安全、経済安全と社会安定を妨害してはならないと定めている（第8条）。それは、「国家秘密保持法」の規定をそのまま援用しているような感じである（『中華人民共和国国家秘密保持法』第8条及び『中華人民共和国国家秘密保持法』実施細則』第4条参照）。特に、「社会安定」は、その意味が曖昧で、行政機関に過大な裁量権を与えるのではないかと思われる。勿論、「条例」は、行政法規として全国人民代表大会及びその常務委員会で採択の法律のレベルほど効力が高くないので、このように定めるのも、やむをえないのである。これからの課題として、現在の社会状況に応じて国家秘密保持の法令を改正しなければならないだろう<sup>(18)</sup>。

次は、不開示情報の規定についてである。2006年6月23日に北京で開催の「中国—EU 情報社会プロジェクト：中国情報公開条例」シンポジウムで配布された「中華人民共和国政府情報公開条例（意見徴収草案）」（以下「意見徴収草案」という）では、不開示情報について、諸外国の立法例と同

(18) 「中華人民共和国国家秘密保持法」及び『中華人民共和国国家秘密保持法』実施細則』は、1980年代の立法として、速いスピードで発展している中国現在の状況に應じられなくなっている。その問題点に関する簡単な指摘として、張慶福、呂艶濱：「知る権利を論ずる」（『江蘇行政学院学報』2002年第1号）第113頁参照。

じように、下記のとおり詳細に列挙する方法を取ったのである（第11条第1項）。

「下記の政府情報について、行政機関が公開しないものとする。

1. 国家秘密に属する情報；
2. 営業秘密であり、公開された場合に営業秘密が漏洩される恐れのある情報；
3. 個人プライバシーであり、公開された場合に個人プライバシーが漏洩される恐れのある情報；
4. 内部で研究、討論あるいは審議中の情報；
5. 行政による法令執行と関係して、公開された場合に、検査、調査、証拠取調べなどの法令執行活動を妨害する恐れのある情報、あるいは個人の人身安全を妨害する恐れのある情報；
6. 法律、法規に規定の、公開しないその他の情報」

その「意見徴収草案」の規定には、問題がないとはいえないが<sup>(19)</sup>、現在の「条例」の規定（第14条第4項）は、それよりもっと問題があると思われる。一つの問題としては、列挙された不開示情報が唯国家秘密、営業秘密及びプライバシーだけである。その他の不開示情報を列挙しないのは、表面から見れば公開の範囲が広がるが、実は、実務の中で、行政機関の正常な運営が妨害され、それによって情報公開も阻害される恐れがないとはいえないと思われる。もう一つの問題としては、プライバシーの用語をそのまま使用することである。中国では、プライバシーに関する詳細な規定は未だない。1993年8月7日公布の「最高人民法院名誉権事件を審理する若干問題に関する回答」では、無断に他人のプライバシーを公開し宣揚する場合に、名誉権侵害として処理すると定めている（第7条）。又、2001年2月26日公布の「最高人民法院民事権利侵害の精神的損害賠償責任を確定する若干問題に関する解釈」では、社会の公共利益、社会的道徳に

(19) 例えば、筆者は、第3号について、「個人情報であり、公開された場合に個人の権利を損害する恐れのある情報」との文言を取るべきだと主張している。

違反して、他人のプライバシーを侵害する場合に、被害者が精神的損害賠償（慰謝料）を請求する事件について、人民法院が受理しなければならないと定めている（第1条第2項）。要するに、実務では、プライバシーを認定するには、多くの制限がある。又、プライバシーとは、人間の感情と緊密な関係があり、主観的な用語であるから、「条例」でそのままその用語を利用しては、行政機関に膨大な裁量権を与えられると思われる。それに対し、個人識別情報と定める方法は、合理的だと思われる。

それから、主動的公開の方式についてである。現在まで、地方では、主動的公開の方法がいろいろと利用されている。大体、政府公報、政府のホームページ、記者会見、掲示板、又、新聞、テレビなどのマスコミ等である。又、携帯電話のメッセージ（SMS）で関係の情報を市民に伝える方法もある<sup>(20)</sup>。公開の方式を無差別に列挙するよりは、形式的公開方式と補助的公開方式と区分するのが無難だと思われる。例えば、記者会見では、一時的に情報を公開する機能があるが、記者会見の後、国民がその情報を検索し、取得するのが容易ではない。現在の規定では、行政機関が唯記者会見で関係の情報を社会に開示すれば、情報公開の義務を履行したが、情報公開の効果が理想的かどうか疑われるものである。従って、国民が政府情報にアクセスする便利さから考えて、政府公報、政府のホームページによる公開を形式的公開方式とすべきである。形式的公開方式で情報を提供しながら、行政機関は、情報を最大限に周知させるために、裁量的に他の方式を利用することができる。

更に、申請による公開の手続にも多少問題があると思われる。情報公開の請求を処理する手続としては、①申請の受理、②申請書の記載内容に不

---

(20) 例えば、2006年1月3日に、北京市の公安交通管理局が、あるメインストリートの路盤が陥没した情報をテレビ、ラジオ等の他に、携帯電話のメッセージで市民に通知したので、その周辺の交通渋滞等を大いに避けた例がある。又、2005年11月の末ごろ、江西省九江地区でも、政府が、携帯電話のメッセージで関係情報を市民に伝えて、更に大きな被害を避けた例もある。この方法は、緊急な情報の伝播に適當である。

備があるか形式的審査をすること、③請求された情報を検索・審査すること、④利害関係者の意見を聴取すること、⑤申請者に回答することというプロセスである。これについて、「条例」では、第20条（申請書の提出）、第21条（申請に対する回答）、第23条（第三者意見聴取）、第24条（回答の期限）で定めているが、その順序がちょっと混乱しているような感じがする。第21条の規定を第23条の後、あるいは第24条の後に変更すべきではないかと考えられる。第21条第4号（申請の内容が不明確である場合に、申請者に、申請の変更と補正を求めること）は、第20条に盛り込むべきである。又、第21条第1号（公開範囲に属する場合に、申請者に、当該政府情報を獲得する方式とルートと教示すること）については、第20条で申請書に申請情報の開示方式の記載が要求されることに鑑みれば、何かおかしいと思う。実は、それは、積極的に公開された情報に適用されるはずである。即ち、請求されるのが職権によって公開される情報であれば、請求される行政機関は、請求者に、その情報を公開した行政機関、その情報が保存される場所（例えば、政府公報かホームページか）等を教示しなければならない意味である<sup>(21)</sup>。

最後に、もう一つ注意すべきところは、第9条第4号である。第9条は、行政機関が職権により公開すべき内容に関する規定である。その第4号では、「法律、法規及び国家の関係規定に基づいて積極的に公開しなければならない他の情報」を積極的に公開しなければならないと定めているが、問題は、「国の関係規定」という用語である。例えば、地方では、国の規定以上に、積極的に公開の内容を規定する場合に、それが許されるかとの問題である。日本のように地方自治の制度を實行して「国」と「地方」をはっきり分けているところと違って、中国では、地方の政府機関もよく「国家機関」と言われるので、情報公開を促進する目的で、第4条の「国の関係規定」を「中国政府と地方政府の関係規定」と拡大的に解釈すべき

(21) 例えば、「広州市申請により政府情報公開する条例」第9-14条の規定は、合理的であると思われる。

だと思われる。

## 四 結 び

いくら問題があっても、「条例」の成立は、中国の法整備、民主化の一里塚である。これからの課題は、「条例」の執行である。「条例」が施行される2008年5月1日まで、ほぼ1年間の準備期間がある。その間に、まず地方政府と国务院関係部門の情報公開の規定を「条例」に従い改正する必要がある。但し、最大限に情報公開を推進するために、関係の規定は、「条例」より情報公開に有利である場合に、それを維持するべきだと思われる。次は、公務員のトレーニングを手配することである。情報公開の事務を担当する公務員だけではなく、すべての公務員をトレーニングの対象とするわけである。トレーニングを通じて、公務員の情報公開の意識を向上させるほかに、情報公開のために、政府文書の処理水準を向上させる必要がある。それから、自分の機関に一体どのような情報があるかを整理する必要がある。最後に、電子政府を推進する必要がある。行政機関は、本機関のホームページに掲載する情報を整理し更新して、又電子情報を容易に検索できるように、サーチエンジンの技術とソフト・ウェアを導入すべきである。

勿論、これから、「条例」の関係制度が社会の発展に適當であるか、諸外国から学んだ情報公開の経験を中国でちゃんと生かすことができるか、情報公開で中国の更なる民主化にどのような影響を及ぼすか、行政不服審査と行政訴訟がちゃんと機能することができるかと、いろいろな課題がある。今後、チャンスがあれば、「条例」の執行情況を中心に又検討するつもりである。

翻訳

## 中華人民共和国政府情報公開条例

### 第1章 総則

**第1条** 国民、法人及び他の組織が法に従い政府情報を獲得することを保障し、政府活動の透明度を向上させ、人民群衆の生産、生活及び経済・社会活動に対する政府情報のサービスの作用を十分に発揮させるために、この条例を制定する。

**第2条** この条例で言う政府情報は、行政機関が、職責を履行する中で作成し、又は取得した、一定の方式で記録し、又は保存する情報である。

**第3条** 各級の人民政府は、政府情報公開工作の組織と指導を強化しなければならない。

國務院弁公庁は、全国政府情報公開工作の主管機関であり、全国の政府情報公開工作进行を推進し、指導し、調整して、監督するものとする。

県級以上の地方人民政府弁公庁（室）或いは県級以上の地方人民政府指定の他の政府情報公開工作主管部門は、本行政区域の政府情報公開工作进行を推進、指導、調整、監督するものである。

**第4条** 各級人民政府及び県級以上の人民政府の関係部門は、本行政機関の政府情報公開工作のメカニズムを樹立・健全化し、機構（以下は「政府情報公開工作機構」という）を指定して、本行政機関の政府情報公開の日常工作を行うものとする。

政府情報公開工作機構の具体的職責は、次の各号に掲げることである。

- (1) 本行政機関の政府情報公開事務を具体的に担当すること；
- (2) 本行政機関が公開する政府情報を維持し、更新すること；
- (3) 本行政機関の政府情報公開ガイドライン、政府情報公開目録及び政府情報公開活動年度報告の編集を手配すること；
- (4) 公開する予定である政府情報について、秘密保持の審査を行うこと；
- (5) 本行政機関規定の政府情報公開と関係する他の職責。

**第5条** 行政機関は、政府情報を公開する場合に、公正、公平、国民に便宜を与える原則を遵守しなければならない。

**第6条** 行政機関は、速やかに、且つ正確に政府情報を公開しなければならない。行政機関は、社会安定に影響を及ぼし又は及ぼす恐れがあり、或いは社会管理秩序を妨害し又は妨害する恐れがある虚偽又は不完全な情報を発見する場合に、その職責の範囲内で正確な政府情報を発布して、誤解を解かなければならない。

**第7条** 行政機関は、政府情報を発布する調整メカニズムを樹立・健全化しなければならない。行政機関は、発布する政府情報が他の行政機関と関わる場合

に、関係の行政機関に照会し確認して、行政機関が発布する政府情報の正確と一致を確保しなければならない。

行政機関が政府情報を発布する場合に国家の関係規定に基づいて批准される必

要がある場合に、批准されずに発布してはならない。

**第8条** 行政機関は、政府情報を公開する場合に、国家安全、公共安全、経済安全と社会安定を妨害してはならない。

## 第2章 公開の範囲

**第9条** 次の各号に掲げる基本要求的に、いずれかに該当する政府情報について、行政機関は、積極的に公開しなければならない。

- (1) 国民、法人或いは他の組織の切実な利益に関わる情報；
- (2) 社会公衆に周知させ、又は参与させる必要がある情報；
- (3) 本行政機関の機構設置、職能、事務処理手続等を反映する情報；
- (4) 法律、法規及び国家の関係規定に基づいて積極的に公開しなければならない他の情報。

**第10条** 県級以上の各級人民政府及びその部門は、この条例第9条の規定に基づいて、それぞれの職責の範囲で、積極的に公開する政府情報の具体的内容を確定して、次の各号に掲げる政府情報を重点的に公開しなければならない。

- (1) 行政法規、規則及び規範的文書；
- (2) 国民経済と社会発展の計画、特定プロジェクトの計画、区域的計画及び関係の政策；
- (3) 国民経済と社会発展の統計情報；
- (4) 財政予算、決算の報告；
- (5) 行政的・事業的費用徴収の項目、根拠、基準；
- (6) 集中的政府調達プロジェクトの目録、基準と実施状況；
- (7) 行政許可の事項、根拠、条件、数量、手続、期限、行政許可を申請す

るために提出すべきすべての資料及び申請の処理状況；

- (8) 重大建設プロジェクトの批准と実施状況；
- (9) 貧困扶助、教育、医療、社会保障、就職促進等の政策、措置及びその実施状況；
- (10) 緊急公共事件の応対予備法案、早期警戒情報及び応対状況；
- (11) 環境保護、公共衛生、安全生産、食品薬品、製品品質の監督・検査の状況。

**第11条** 区を持っている市級人民政府、県級人民政府及びその部門は、重点的に公開しなければならない政府情報は、更に次の各号に掲げる内容を含めるものである。

- (1) 都市と農村の建設と管理に関する重大な事項；
- (2) 社会公益事業の建設状況；
- (3) 土地の徴収又は徴用、住宅再開発及びその補償と補助金の支給、使用状況；
- (4) 応急措置と災害救助、優待撫恤、救済、社会寄付等の金銭と物資の管理、使用及び分配の状況。

**第12条** 郷（鎮）人民政府は、この条例第9条の規定に基づいて、その職責の範囲で積極的に公開する政府情報の具体的内容を確定して、次の各号に掲げる政府情報を重点的に公開しなければならない

い。

- (1) 国家の農村工作政策を貫徹，実行する状況；
- (2) 財政収支，各種類の特定プロジェクト資金の管理と使用の状況；
- (3) 郷（鎮）土地利用の全体的計画，宅地使用の審査状況；
- (4) 土地の徴収又は徴用，住宅再開発及びその補償と補助金の支給，使用状況；
- (5) 郷（鎮）の債権債務，資金調達と労働力調達の状況；
- (6) 応急措置と災害救助，優待撫恤，救済，社会寄付等の金銭と物資の支給状況；
- (7) 郷鎮集体企業及び他の郷鎮経済体の請負，賃貸，競売等の状況；
- (8) 一人っ子政策の執行状況。

**第13条** この条例第9条，第10条，第11条，第12条に規定の，行政機関が主動的に公開する政府情報を除いて，公民，法人或いは他の組織は，更に自分自身の生産，生活，科学研究等の特殊需要に応じて，國務院関係部門，地方各級人民政府及び県級以上人民政府の部門に政府

情報の取得を申請することができる。

**第14条** 行政機関は，政府情報發布の秘密保持審査メカニズムを樹立し健全化して，審査の手続と責任を明確にしなければならない。

行政機関は，政府情報を公開する前に，「中華人民共和国国家秘密保持法」及び他の法律，法規及び国家の関係規定に基づいて，公開する予定の政府情報について，審査を行わなければならない。

行政機関は，政府情報を公開すべきかどうかを明確にすることができない場合に，法律，法規及び国家の関係規定に基づいて関係の主管部門又は同級の秘密保持工作部門に報告して，確定しなければならない。

行政機関は，国家秘密，営業秘密，個人プライバシーに関わる政府情報を公開してはならない。但し，政府情報は，営業秘密，個人プライバシーであり，権利者が公開に同意し，又は，行政機関が公開しない場合に公共利益に重大な影響を及ぼす恐れがあると認める場合に，公開することができる。

### 第3章 公開の方式と手続

**第15条** 行政機関は，主動的公開の政府情報について，政府公報，政府のホームページ，記者会見及び新聞・雑誌，ラジオ，テレビ等公衆の周知に有利である方式をもって，公開しなければならない。

**第16条** 各級人民政府は，国家公文書館，公共図書館に政府情報閲覧場所を設置し，関係の施設を配置して，公民，法人或いは他の組織が政府情報を取得することに便宜を提供しなければならない。

行政機関は，需要に応じて，公共閲覧室，資料請求所，情報掲示板，電子情報スクリーン等の場所，施設を設置して，政府情報を公開することができる。

行政機関は，速やかに，国家公文書館，公共図書館へ主動的公開の政府情報を提供しなければならない。

**第17条** 行政機関が作成した政府情報について，当該政府情報を作成した行政機関は，公開を実施する。行政機関が国民，法人或いは他の組織から取得した政

府情報について、当該政府情報を保存している行政機関は、公開を実施する。法律、法規に政府情報の公開権限について別途に規定がある場合に、その規定に従うものである。

**第18条** 主動公開の範囲に属する政府情報について、当該政府情報が形成し又は変更された日より20日の勤務時間の内に公開しなければならない。法律、法規に政府情報の公開期限について別途に規定がある場合に、その規定に従うものである。

**第19条** 行政機関は、政府情報公開ガイドラインと政府情報公開目録を編集し公布して、速やかに更新しなければならない。

政府情報公開ガイドラインは、政府情報の分類、編集体系、取得方式、政府情報公開工作の名称、勤務場所、勤務時間、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスなどの内容を含めるものとする。

政府情報公開目録は、政府情報の索引、名称、内容概要、形成日付等の内容を含める。

**第20条** 国民、法人或いは他の組織は、この条例第13条の規定に基づいて行政機関に政府情報を請求する場合に、書面の形式（電子的記録を含める）で申請しなければならない。書面の形式で申請するのが確実に困難である場合に、申請者は、口頭で申請することができる。申請を受理する行政機関は、政府情報公開申請の記入を代行するものである。

政府情報公開申請は、次の各号に掲げる内容を含めるものである。

- (1) 申請者の氏名或いは名称、連絡方法；
- (2) 公開を請求する政府情報の内容に

関する説明；

- (3) 公開を請求する政府情報の形式に関する要求。

**第21条** 公開を申請される政府情報について、行政機関は、次の各号に掲げる状況に応じて回答するものである。

- (1) 公開範囲に属する場合に、申請者に当該政府情報を取得する方式とルートを示すこと；
- (2) 不開示情報に属する場合に、申請者に通知して理由を説明すること；
- (3) 法に従い、本行政機関が公開することに属しない又は当該政府情報が存在しない場合に、申請者に通知して、当該政府情報の公開機関を確定することができる場合に、申請者に当該行政機関の名称、連絡方法を指示すること；
- (4) 申請内容が不明確である場合に、申請者に通知して変更と補正を求めること。

**第22条** 公開が申請される政府情報に公開すべきでない情報が記録されているが、公開すべきでない情報を区分して処理することができる場合に、行政機関は、申請者に公開することができる情報を提供しなければならない。

**第23条** 行政機関は、公開を申請された政府情報が営業秘密、個人プライバシーとかかわり、公開すれば第三者の合法利益を損害する恐れがあると認める場合に、書面で第三者の意見を求めなければならない。第三者が公開に同意しない場合に、公開してはならない。但し、行政機関は、公開をしないのが公共利益に重大な影響を及ぼす恐れがあると認める場合に、当該情報を公開し、公開を決定する政府情報の内容と理由を書面で第三者へ通知しなければならない。

**第24条** 行政機関は、政府情報公開の申請を受け取った後、その場で回答することができる場合に、その場で回答しなければならない。

行政機関は、その場で回答することができない場合に、申請を受け取った日より15日の勤務時間の内に回答しなければならない。回答期限を延長する必要がある場合に、政府情報公開工作機構の責任者の同意を得て、申請者に通知しなければならない。回答延長の期限は、最長で15日の勤務時間を超えてはならない。

公開を申請された政府情報は、第三者の権益とかかわる場合に、行政機関が第三者の意見を求める時間は、本条第2項に規定の期限に算入しないものである。

**第25条** 国民、法人或いは他の組織は、行政機関にその自分自身と関係する税金納付、社会保障、医療衛生等の政府情報の提供を申請する場合に、有効な身分証明書或いは証明書類を提示しなければならない。

国民、法人或いは他の組織は、行政機関提供の自分自身と関係する政府情報が不正確であると証明する証拠を持てば、当該行政機関に、訂正を請求することができる。当該行政機関は、訂正権限を持っていない場合に、訂正権限を持っている行政機関へ移送するとともに、申請者

に通知しなければならない。

**第26条** 行政機関は、申請に基づいて政府情報を公開する場合に、申請者が要求する形式で提供しなければならない。申請者要求の形式で提供することができない場合に、申請者に関係資料を閲覧させ、写しを交付し、又は他の適当な形式を提供することができる。

**第27条** 行政機関は、申請に基づいて政府情報を提供する場合に、検索、複写、郵送等のコストとかかわる費用以外に、他の費用を徴収してはならない。行政機関は、他の組織、個人を通じて、有料サービスの方法で政府情報を提供してはならない。

行政機関が徴収する検索、複写、郵送等のコストとかかわる費用の基準は、國務院価格主管部門が國務院財政部門とともに定める。

**第28条** 政府情報公開を申請する国民に確実に経済的困難がある場合に、本人が申請を提出して、政府情報公開機構の責任者が審査し同意した上で、関係の費用を減免することができる。

政府情報公開を申請する国民に閲覧困難又は視聴障害がある場合に、行政機関は、必要な扶助を提供しなければならない。

## 第4章 監督と保障

**第29条** 各級人民政府は、政府情報公開工作の考査・評価制度、社会的評価制度及び責任追及制度を樹立し健全化して、定期的に政府情報公開工作を考査して評価しなければならない。

**第30条** 政府情報公開工作主管部門と監察部門は、行政機関政府情報公開の実

施状況を監督し検査する責任を負う。

**第31条** 各級行政機関は、毎年の3月31日前に本行政機関の政府情報公開工作年度報告を公布しなければならない。

**第32条** 政府情報公開工作年度報告は、次の各号に掲げる内容を含めなければならない。

- (1) 行政機関が主動的に政府情報を公開した状況；
- (2) 行政機関が申請に基づいて政府情報を公開した状況及び政府情報を公開しない状況；
- (3) 政府情報公開の費用徴収と減免の状況；
- (4) 政府情報公開により申し立てられた行政不服審査、提訴された行政訴訟の状況；
- (5) その他の報告すべき事項。

**第33条** 国民、法人或いは他の組織は、行政機関が法に従い政府情報公開義務を履行しなかったと認めた場合に、上級行政機関、監察機関又は政府情報工作主管部門に摘発することができる。摘発を受け取った機関は、調査し処理しなければならない。

国民、法人或いは他の組織は、政府情報公開工作における行政機関の具体的行政行為が自分の合法權益を損害したと認める場合に、法に従い行政不服審査を申立て又は行政訴訟を提訴することができる。

**第34条** 行政機関がこの条例の規定に違反して政府情報発布秘密審査メカニズムを樹立し健全化しなかった場合に、監察機関、1級上の行政機関は、是正を命

じるものとする。情況が重大である場合に、行政機関の主要責任者に法に従い懲戒を与えるものとする。

**第35条** 行政機関がこの条例の規定に違反して、次の各号に掲げる事情のいずれかに該当する場合には、監察機関、1級上の行政機関は、是正を命じるものとする。情況が重大である場合に、行政機関で直接に責任を負う主管者及び他の直接責任者に法に従って処分を与えるものとする。犯罪を構成する場合に、法に従って刑事責任を追究するものとする。

- (1) 法に従って政府情報公開義務を履行しなかったこと；
- (2) 公開した政府情報の内容、政府情報公開ガイドラインと政府情報公開目録を速やかに更新しなかったこと；
- (3) 規定に違反して費用を徴収したこと；
- (4) 他の組織又は個人を通じて有料サービスの方法で政府情報を提供したこと；
- (5) 公開すべきでない政府情報を公開したこと；
- (6) この条例の規定に違反した他の行為。

## 第5章 附 則

**第36条** 法律、法規で権限を与えた、公共事務を管理する職能を持っている組織の政府情報公開活動については、この条例を適用するものである。

**第37条** 教育、医療衛生、一人っ子政策、供水、給電、ガス供給、熱供給、環境保護、公共交通等、人民群眾の利益と

緊密である公共企業・事業單位は、社会的公共サービスを提供する中で作成、取得した情報の公開については、この条例を準用して、具体的方法は、國務院の關係主管部門又は機構が規定する。

**第38条** この条例は、2008年5月1日より施行するものとする。